

# 第二次行財政改革の取組状況

国の三位一体改革による地方交付税等の削減や景気低迷による税収減などにより、地方自治体の財政状況は大変厳しい状況の中であって、市民の皆さんに対するさまざまなサービスを安定的に提供するため、効率的、効果的な行政運営をすすめるとともに、歳入・歳出全体を見直し、時代に対応する健全な財政運営をすすめてきています。

## これまでの主な取組

### 予算に関すること

- ▶ 成果重視の予算とするため、「事務事業評価」の結果を予算に反映し、また「政策施策評価」との連携をすすめました。
- ▶ 農業基盤整備などの高利な資金を低利な資金に借り換え、負担の軽減を行いました。

### 市税等の収納率向上対策

- ▶ コンビニでも納付できるようにし、利便性を高めました。
- ▶ 管内全市町村で十勝市町村税滞納整理機構をつくり、十勝一体となって税の収納に取り組み、成果を上げています。

### 事務事業等の見直し

- ▶ これまでの事業の必要性や成果などを見つめ直し、評価して、事務事業の廃止や縮減を含め、見直しを行いました。見直しによる効果額は新たに必要事業の財源とするなど、翌年度以降の予算へ反映しています。

### 外郭団体等の見直し

- ▶ 外郭団体等（市が出資などをしたり、財政や人の支援を行っている団体）について、業務の改善、人員体制の見直しをはじめとする指導や助言等を行ってきました。
- ▶ 指定管理者制度（市が出資する団体等に限定されていた公の施設の管理の委託先が、民間事業者も可能となった。）の導入により、公の施設（市民福祉を増進する目的で設置し、市民が利用するための施設。社会福祉施設、教育文化スポーツ施設ほか）に管理に係わる団体は指定管理者として一層の経営改善が行われました。

### 民間委託等による事務事業の見直し

- ▶ 電算処理業務、火葬場管理業務、公害防止監視・測定業務、ごみ収集業務については、業務の体制を見直し、それぞれ民間委託等の導入をすすめてきています。また、学校給食共同調理場調理業務は、職員配置体制を見直し職員を減しましたが、新たな施設のあり方について検討をすすめています。
- ▶ 市立保育所の管理運営業務について、地域における児童数の状況などを考えながら、民間移行をすすめています。

## これから必要な取組等

「新たな行財政改革」で取組をすすめます。

- ▶ 政策・施策評価の結果を予算に反映するしくみづくりが必要です。
- ▶ 限られた資金で様々な市民要望にこたえるために、それぞれの事務を担当する各部署の裁量により、予算をつくる体制を整えていく必要があります。

- ▶ 負担の公平と財源確保の観点からも、市税等の収納率向上に向けた取組や新たな自主財源を確保する取組を一層強化する必要があります。

- ▶ 評価結果の中で、「高齢者バス券」の交付対象者や児童の登下校時における交通安全等の対策としての「緑のおばさん」の見直しなど、市民の皆さんの中でも色々ご論議を頂いたものもあり、市民と行政の連携を含め、適切な公共サービスの提供のあり方などについて幅広く検討していく必要があります。

- ▶ 外郭団体等に対し、市の関与の必要性やあり方について常に見直しをし、関与の必要が無くなったり、薄れてきたと判断されるときなどは適切に対応することが必要です。
- ▶ 指定管理者制度については、満足度の高い公共サービスが安定的に提供されるように、市はサービスの提供責任者として管理運営状況はもちろんのこと、経営状況や雇用状況などを含め、監視・指導する体制を充実する必要があります。

- ▶ それぞれの業務等について、市が直接行う必要がある部分、民間委託等が効率的でよりよいサービスにつながる部分など、事業ごとに更に検討を加え、民間活力の導入をすすめる必要があります。

## これまでの主な取組

### 職員定数

- ▷ 定年退職者の半数を不補充の考えに基づく定員適正化計画をつくり、職員数の減員をすすめています。
- ▷ 時代の変化に対応した効率的な組織、市役所が一体となって取り組む必要がある課題に対応できる組織とするため点検を行い、組織機構を大きく見直しました。
- ▷ 高齢者雇用の促進と新規採用者のバランスや人件費全体の抑制を考慮しながら、計画的な採用に取り組んでいます。

### 職員給与制度等

- ▷ 給与をはじめ、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当等の各種手当の見直しなど、人件費総額の抑制をすすめています。
- ▷ 勤務時間数を見直し週 40 時間勤務とし、本庁舎の開庁時間を「8 時 30 分から 17 時 30 分」までに拡充しました。
- ▷ 業績や能力などを評価する新人事評価制度の導入を検討しています。
- ▷ 職員の能力・資質を高め、市民福祉の向上に十分発揮するため、人材育成をすすめています。

### 政策評価システム

- ▷ 目標の達成度や市民満足度などをもとに、成果重視の視点で政策を展開したまちづくりをすすめるため、「政策・施策評価」を試行的に導入しています。
- ▷ 評価の結果は「まちづくり通信」として市民の皆さんにお知らせしています。

### 協働のまちづくり

- ▷ 市民と市が役割と責任を担い、協働のまちづくりをすすめるための基本的な事項を定めた「まちづくり基本条例」の制定、市民協働を広めるための方策や協働が効果的に行われるような取組の考え方などをまとめた「市民協働指針」を策定し、協働のまちづくりの基本となる制度を整えました。
- ▷ 協働に大切な情報提供については、市の重要な計画等をつくる際に、市民の意見を反映するパブリックコメント制度（市民意見提出制度）ホームページや広報の充実などに取り組んでいます。

## これから必要な取組等

「新たな行財政改革」で取組をすすめます。

- ▶ 現在の職員の減員数は、定員適正化計画の目標を上回る減員の実績となっておりますが、市の仕事の効率化を更にすすめるとともに、民間活力の導入など、公共サービス提供のあり方を検討する中で、仕事に見合った適正な職員数としていく必要があります。

- ▶ 各種手当の継続した見直しや新たな人事評価制度と連動した給与体系の確立などをすすめる必要があります。
- ▶ 自らの意思と責任でまちづくりをすすめる地方分権の時代に、使命感と責任感を持ち、仕事に必要な知識や能力を備えた職員であるために、「自己啓発」「職場内外の研修」をはじめ、積極的に人材育成をすすめる必要があります。

- ▶ 現在、試行的に行っている「政策・施策評価」の結果を踏まえ、新しい総合計画において、新たな評価を行い、市民意向調査や「政策・施策評価」の結果を市民に分かりやすく公表する必要があります。

- ▶ まちづくり基本条例や市民協働指針の考えのもとつき、市民と行政の相互理解のもと、地域の課題の解決や新たな「公共サービス」の分野に対し協働で取り組み、豊かな地域社会をつくるため、具体的な行動が必要です。

## 補足説明

### ○行財政改革の効果額

平成 16 年度 19 年度までの行財政改革の効果額は累計で約 94 億 6 千万円と算定しています。  
この効果額により、新たな市民サービスや財政負担に対応してきています。

### ○事務事業の見直し

1,257 件を評価した内、314 件を見直すとともに、213 件を廃止しました。  
一方で、新たに必要事業や拡充が必要な事業について、取り組んでいます。

### ○見直、廃止事業（例）

- ・敬老会負担金・敬老祝い金・観光関係事業費補助金
- ・職員福利厚生会交付金・スポーツ大会補助金
- ・納税貯蓄組合補助金・交通指導員設置事業 ほか

### ○新規、拡充事業（例）

- ・自治活動費交付金・保育事業
- ・新事業進出支援補助金
- ・地場産業支援センター運営負担金・資源回収奨励金
- ・学校耐震化事業・児童生徒の安全対策 ほか

### ○職員数の削減

平成 16 年度から 19 年度までの間に、133 人を減員し、本年 4 月現在の職員数は、教育委員会、消防などを含め、1,495 人となっています。

### ○指定管理者制度について

平成 17 年度に、へき地保育所、児童保育センター、平成 18 年度には、文化・スポーツ施設、駐車場、公園などに管理者制度を導入しました。現在 108 施設の管理を指定管理者が行っています。